

健發第0603002号  
平成14年6月3日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

### 地域・職域連携共同モデル事業の実施について

地域保健対策の推進については、かねてより特段の御配慮を煩わしているところであるが、今般、地域住民個々人による生涯を通じた継続的な健康管理を支援するため、「地域・職域連携共同モデル事業実施要綱」を定め、平成14年6月3日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

健総発第0327005号

平成15年3月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長

### 地域・職域連携共同モデル事業の実施について

標記については、「地域・職域連携共同モデル事業の実施について」（平成14年6月3日付け健発第0603002号厚生労働省健康局長通知）の「地域・職域連携共同モデル事業実施要綱」に基づき実施することとしているところであります。また、平成15年度事業計画につきましては、下記の事項に留意され、事業内容を精査の上、平成15年4月28日（月）までに別紙様式により事業実施計画書を提出されますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、事業の内示については、平成15年5月下旬頃を予定しています。

### 記

#### 1 事業の実施について

本事業は、地域職域連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、健康教育等の保健事業を相互に活用又は共同で実施するまでの問題点等を把握し、今後の地域・職域連携による保健事業の相互の活用や共同の実施の在り方を考察し、国民の生涯にわたる健康づくりの推進を支援するものである。

#### 2 本事業の実施地域について

対象とする事業実施地域の選定は、地域の実情に応じて決定することとするが、その選定に当たっては、以下の点を考慮すること。

- (1) 事業実施地域は、概ね二次医療圏程度とし、原則、大部分の住民の住居から職場への移動が実施地域の範囲内であるような職住近接する地域とすること。
- (2) 事業実施地域において、4の(3)のイに示す連携保健活動に積極的な参加が得られる市町村及び事業所を複数有すること。

### 3 関係機関について

本事業の事業目的を勘案し、地域保健の関係機関、職域保健の関係機関等に対して、幅広く参画を求めるものとすること。

関係機関の対象としては、以下のものが考えられる。

- (1) 地域保健の関係機関  
保健所、市町村等
- (2) 職域保健の関係機関  
事業所、健康保険組合、国民健康保険組合、社会保険事務所、社会保険健康事業財団、地域産業保健センター、労働基準監督署、商工会議所、農業・漁業協同組合等
- (3) その他  
医療機関（健診機関等）、労働衛生機関（予防医学協会等）、健康保持増進サービス機関、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、社会保険協会、学識経験者、住民や労働者の代表等

### 4 協議会の設置

- (1) 協議会は、本事業の中心となるものであるので、協議会の構成メンバーが所属する関係機関との連携を密にすること。なお、協議会は、関係機関が多岐に亘ることから、既存の協議する会議を活用することは可能であること。
- (2) 協議会の構成メンバーの選定に当たっては、この協議会が本事業における具体的な実施方法や保健事業の相互活用又は共同実施するための企画・運営等の方針を定めるものであるので、構成メンバーが所属する関係機関の長等に対してその主旨を十分説明し、これについて理解を得ること。
- (3) 協議会が行うこととは、以下の事項であること。
  - ア 保健事業の相互利用又は共同実施するための企画・運営等に関すること。

地域保健・職域保健の双方が有している保健事業の相互利用又は共

同実施を行うに当たっては、企画（連携の目標や本事業の計画の策定）・運営（連携した事業の推進）・評価（本事業全体の評価・報告書の作成等）等を行うこと。

イ 連携する保健事業の内容を決定すること。なお、決定に当たっては、以下を参考にすること。

①各関係機関における健康づくり及び保健事業の実態把握

地域保健と職域保健がお互いの制度の違いを認識し、双方における健康づくり及び保健事業の実施状況を把握する。

②健康教育・健康相談等の連携

健康管理体制が不十分と思われる50人未満の小規模事業所、50人から300人規模の中規模事業所でも事務所が点在する企業並びに小規模事業所が共同で運営している総合健康保険組合等に対しては、健康教育・健康相談等の実施方策を検討し、地域保健と連携した保健事業を実施する。

③健康問題を抱える人に対する個別事例の連携

④地域の特性に着目した健康課題に関する計画を双方の参画により策定

⑤地域保健と職域保健が有している施設や設備の相互活用

⑥地域保健と職域保健の連携を推進するための共同研修会・事例検討会等の開催や得意分野の講師の相互派遣

⑦活動の普及啓発に関する事業

相互活用又は共同実施する保健事業について地域保健・職域保健が双方で活動の普及啓発を行うことで、効果的・効率的な連携を推進する。

⑧その他の保健事業

## 5 その他

(1) 本事業の実施に当たり、個人情報を厳重に管理する等プライバシーの保護に十分配慮すること。

(2) 本事業は、①協議会の運営及び実施状況、②保健事業の実施に当たっての問題点及び課題、③連携を行うことで効果的・効率的であった点等について報告書を作成すること。

## 6 本事業については、原則として単年度とする。

## 地域・職域連携共同モデル事業実施要綱

### 1 事業目的

今日の国民の健康を脅かす主要な疾患である、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病は、日々の生活習慣の積み重ねがその発症に大きく関与することが明らかになっており、これらの生活習慣病を予防するためには、個人の主体的な健康づくりへの取り組みが重要であり、そのためには、健康教育、健康相談、健康診査（健康診断）等の保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が重要である。

地域・職域連携共同モデル事業（以下「連携共同モデル事業」という。）は、地域職域連携推進協議会を設置し、健康教育等の保健事業を相互に活用及び共同で実施する上での問題点等を把握し、今後の地域・職域連携による保健事業の相互活用や共同実施の在り方を考察することを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は国とし、国が都道府県に委託して実施することとする。

### 3 事業内容

この連携共同モデル事業は、都道府県を中心として、地域保健・職域保健の関係機関と協力して次の事業を行うものとする。

- (1) 概ね二次医療圏内における地域保健・職域保健等の関係機関を構成メンバーとする地域職域連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- (2) 協議会には、必要に応じて保健指導部会などの具体的な保健事業を企画立案する実行部会を設置し、活動しやすい体制を整備する。
- (3) 健康教育等の保健事業や研修事業等を相互に活用又は共同で実施する。
- (4) 協議会等の運営及び実施状況、保健事業の実施にあたり問題や課題となった点、連携を行うことで効果的・効率的であった点等について整理し、全国的な普及に資するための報告書を作成する。

### 4 その他

国と都道府県との委託契約等については、別に定めることとする。